

別紙

表示できない広告例

○香川県広告事業実施要綱（抜粋）

- ・ 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するもの
 - (1) 法令等に違反するもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (5) 個人の氏名を広告するもの
 - (6) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
 - (7) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
 - (8) その他県資産の性質等により表示することが適当でないと認められるもの

○香川県広告事業実施基準（抜粋）

- ・ 次のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
 - (2) 消費者金融に関するもの
 - (3) たばこに係るもの
 - (4) 法令に定めのない医療類似行為を行うもの
 - (5) 県の指名停止措置を受けている者
 - (6) その他県資産の性質等により広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの
- ・ 次のいずれかに該当する内容の広告
 - (1) 法令等により製造、販売、提供等を行うことができない商品又はサービス、許可等を受けていない商品その他広告として表示することが適当でないと認められる商品又はサービスに係るもの
 - (2) 他の者を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 不当な差別等人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
 - (5) 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
 - (6) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

- (7) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 広告する商品又はサービスとは無関係に裸体等を表示することによって単に目立たせるもの
- (10) 次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの
 - ア 性的感情を刺激するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 粗暴性又は残虐性を助長するもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 消費者の利益及び公正な競争の確保を妨げるおそれのある次の表示を含む広告
 - ア 実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのように消費者を誤認させる表示
 - イ その他消費者を誤認させるおそれのある表示
 - ウ 射幸心をあおる表示
- (12) その他県資産の性質等により表示することが適当でないと認められるもの